

災害支援奨学金 募集要項

この奨学金は、立命館大学父母教育後援会学生援助規程第3条第1号に定める事業として、災害により人的、経済的被害を受け、授業料等の納付が困難となった学生に対して奨学金を給付することにより、修学の継続を支援することを目的としています。

1. 対象者 学部在籍学生であり、学生の学費負担者が父母教育後援会の会員である者
- ※立命館大学父母教育後援会留学生奨学金の受給資格を有する外国人留学生は出願できません。
(「外国人留学生ハンドブック (奨学金・授業料減免)」をご確認ください)。

2. 給付対象

学生の学費負担者が、災害により下記の被害を受けた場合

- ① 30 日以上の治療を要する重傷の人的傷害を受けた場合。(精神障害は対象となりません)
- ② 居住している家屋が全壊、全焼、半壊、半焼、床上浸水の被害を受けた場合。
 - ・ 学費負担者が居住している家屋が対象となります。(持ち家・賃貸の別はありません)
 - ・ 居住していない所有する賃貸物件や、物置・ガレージ・塀等のみの被害は対象となりません。

- ※ 災害とは原則「自然災害」としますが、それ以外で被害を受けた場合はご相談ください。
- ※ 学生でない時期（入学前等）におきた災害による被害は対象となりません。
- ※ 災害により学費負担者が死亡、または重度後遺障害により就労不能となった場合は、父母教育後援会家計急変奨学金の対象となります。

3. 給付金額・給付期間

- 給付決定があった日が属する学期(セメスター)から 2 学期(セメスター)分の授業料相当額を奨学金として給付します。
- ※他の授業料減免もしくは授業料から差し引く形式で給付する奨学金を当該学期(セメスター)に受給している場合は、当該学期(セメスター)の奨学金の給付は授業料相当額までです。
- 〈例〉立命館大学学費減免の採用により 2 回生秋学期授業料を減免されている方が、災害支援奨学金を 2 回生秋学期に採用決定された場合、奨学金（立命館大学学費減免＋災害支援奨学金）の給付期間は 2 回生秋学期と 3 回生春学期となります。
- 給付決定した学期を含む給付終了までに休学した場合は、在籍料相当額を給付します。休学した学期は、授業料相当額の給付期間の 2 学期(セメスター)分には含みません。

4. 出願期間

随時募集・災害発生(被災)から 1 年以内に出願してください。

卒業回生は、当該年度の 1 月末日までです。

5. 出願書類

① 願書

② 被災を証明する書類

人的被害：診断書（災害発生後3ヶ月以内に発行されたもの）

災害による被害であることを示す書類（被災証明書等）

物的被害：罹災証明書もしくは被災証明書

※申請後、事務局により追加書類をお願いする場合があります。

6. 出願書類提出方法

所属キャンパスに持参、もしくは学生オフィス（衣笠）へ郵送にて提出してください。

※郵送の場合は、「郵送出願宛先用紙」を封筒に貼り、特定記録郵便（あるいは簡易書留）で送付してください。

※以下期日を過ぎて出願された場合は、翌学期を給付開始学期として選考します。

春学期：2025年7月31日（消印有効） 秋学期：2026年1月30日（消印有効）

※卒業回生は、当該卒業年度の1月30日までに提出してください。

7. 採否発表

原則として出願日より1ヶ月以内に採否を学生本人に通知します。

採用となった場合は、父母教育後援会会長宛の「お礼状」を提出いただきます。

出願先・問い合わせ先

＜衣笠キャンパス＞ <u>学生オフィス（衣笠）奨学金係（研心館2階）</u> 〒603-8577 京都府京都市北区等持院北町56-1 TEL：075-465-8168 FAX：075-465-8169
＜びわこ・くさつキャンパス（BKC）＞ <u>学生オフィス（BKC）奨学金係（セントラルアーク1階）</u> 〒525-8577 滋賀県草津市野路東1-1-1 TEL：077-561-2854 FAX：077-561-3954
＜大阪いばらきキャンパス（OIC）＞ <u>学生オフィス（OIC）奨学金係（A棟1階AS事務室）</u> 〒567-8570 大阪府茨木市岩倉町2-150 TEL：072-665-2135 FAX：072-665-2139
受付・問い合わせ時間 月・水～金曜日 9：30～11：30、12：30～17：00（土・日・祝日を除く） 火曜日のみ 12：30～17：00

以上